

行政

7 月 9 日(月)から住民基本台帳制度が変わります

7 月 9 日(月)から、住民基本台帳法および入管法等の改正、また外国人登録法の廃止により、外国人住民の方も日本人と同様に住民基本台帳法が適用され、住民票の写しが交付されるようになります。

また、住民基本台帳カード(住基カード)の取り扱いが一部変更されます。

主な変更ポイント

1 外国人住民の方にも住民票が作成されます。

外国人住民の方も日本人と同様に住民票の写しが交付されるようになります。同じ世帯に日本人と外国人がいる場合でも、世帯全員が記載された住民票の写しが発行できるようになります。

○対象：①特別永住者 ②中長期在留者(適法な在留期間を有し、在留期間が 3 か月を超える方)
③一時庇護許可者または仮滞在許可者

2 「外国人登録証明書」が「特別永住者証明書」や「在留カード」に切り替わります。

外国人登録制度の廃止により、外国人登録証明書に代わって今後は、特別永住者の方には「特別永住者証明書」が、それ以外の方には「在留カード」が交付されます。ただし、新しい制度が始まって、すぐに現在お持ちの登録証明書が無効になる訳ではなく、一定の期間は引き続き有効となります。切り替わるまでは「外国人登録証明書」が「特別永住者証明書」または「在留カード」とみなされます。

3 外国人住民の方も、転出の届出が必要になります。

これまで外国人住民の方が転出する際の届出は不要でしたが、新制度以降は、日本人と同様に役場等で転出届を行い、新住所地においても同様に転出証明書を持って転入の手続きをしていただくこととなります。また、出国される場合も転出届が必要です。

4 住基カードは、町外に転出しても継続して利用可能になります。

現在、住基カードをお持ちの方が町外に転出する際はご返納いただいておりますが、新制度では転出入手続きの際に申し出ること、原則として継続利用が可能になります。

※電子証明書は転出により失効します。

○手続き方法：

- ①転出届出の際に必ず住基カードを提示してください。
- ②窓口で「転入先で住基カードを継続利用したい」と申し出てください。
- ③新住所での転入届出の際にも①②と同様の手順で手続きしてください。



その他

- ①転入・転出・転居などの移動の際には必ず住基カードをご持参ください。
- ②住基台帳カードの継続利用の手続きは新田支所では手続きできません。町民子ども課で行ってください。
- ③外国人の方の住基カードの交付や住民票の写しの広域交付(住基ネットを利用した町外での交付)などは、平成 25 年 7 月から実施される予定です。

催事**絵本の読み聞かせ
「夢いっぱいひろば～おはなしとうた～」**

「夏」にちなんだ絵本の読みきかせを聞いたり、歌を歌ったりして遊びませんか？

こわ～いお話や海のお話、歌、工作など内容盛りだくさんです。ぜひご家族でお越しください。

○対象：未就学児～小学4年生程度

○日時：7月21日(土)午前10時～11時30分

○場所：文化会館町民コーナー

○参加料：無料

◆問合せ **生涯学習課**

担当：えんざきひろみ 圓崎宏美 ☎33-6080

商工**中小企業退職金共済制度のご紹介**

中小企業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき設けられた中小企業のための国の退職金制度です。

加入については、お近くの金融機関または商工会まで気軽にご相談ください。

①**国の制度だから安全・安心！**

さらに掛金の一部を国が助成します。

②**社外積立でラクラク管理！**

管理や運用の手間がかかりません。

③**掛金は全額非課税でオトク！**

節税に加え、手数料もかかりません。

◆問合せ **中小企業退職金共済事業本部** ☎03-6907-1234
宮崎県労働政策課 ☎0985-26-7106

環境**ガスボンベ・スプレー缶の
ごみ出しに注意**

カセットコンロなどで使用したガスボンベやスプレー缶等をごみで出される場合には、必ず穴を開けてから出すようにしてください。これまでも、ごみ収集車や処理場などで、缶の中に残ったガスが引火して火災が発生しております。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◆問合せ **環境水道課**

担当：ながのひろき 永野浩規 ☎33-6072

検診**原子爆弾被爆者がん検診実施の
お知らせ**

被爆者健康手帳および第一種健康診断受診者証をお持ちの皆さまを対象とした平成24年度がん検診を県内9機関で実施します。健康管理のため受診されるようお願いいたします。

なお、検診日は各機関により異なりますので、あらかじめお近くの保健所までお問い合わせください。

○**実施期間**：8月～12月

○**実施期間**：各県立病院、都城健康サービスセンター、小林市立病院、済生会日向病院、高千穂町国民健康保険病院、串間市民病院、国立病院機構宮崎病院

◆問合せ **宮崎県健康増進課** ☎0985-26-7079

催事**新富町文化会館情報**

【劇団わらび座ミュージカル「アトム」】

すでにアトムの誕生日(2003年4月7日)を乗り越した今、人間の若者たちと自由を持たないロボットたちを通して「I LOVE YOU!」のメッセージを伝えます。

○日時：7月1日(日)午後2時開演 ○場所：大ホール(全席指定) ○料金：大人2,000円、高校生以下1,000円

※チケットは文化会館ほかプレイガイドにて発売中です。

【第13回新富音楽祭「スペシャルアコースティックライブ」～チケット発売日時決定～】

ほかでは絶対に見ることができない一夜限りのスペシャルライブをお見逃しなく！

○出演アーティスト：中孝介・岡本真夜・河口恭吾・杉山清貴

○チケット発売日時：7月8日(日) ①文化会館にて直接購入 → 午前9時～ ②電話予約 → 午後1時～

○公演日時：9月15日(土)午後6時30分開演 ○場所：大ホール(全席指定)

○料金：5,500円 ※文化会館限定ペアチケット指定席(2枚で10,000円)も発売します。

◆問合せ **新富町文化会館** ☎33-6205



青年就農給付金（経営開始型）のお知らせ

平成 24 年度から国の新たな施策として、青年の就農意欲向上と就農後の農業への定着を図るため、農業の経営開始から経営が安定するまで最長 5 年間、給付金（150 万円）を支給する事業（新規就農総合支援事業）が行われます。

1. 給付対象となる要件（すべて満たす必要あり）

1	平成 20 年 4 月以降に農業経営を開始した者で、独立・自営就農時の年齢が 45 歳未満であり、農業経営者となることに強い意欲を有していること（ただし、平成 24 年 4 月に就農された方は、前年度の総所得が 250 万円以上の場合の対象外）
2	本人名義で農地の所有権又は利用権（親族以外からの貸借が主）を有していること
3	本人名義で主要な農業機械・施設を所有又は借りていること
4	本人名義で生産物や生産資材等の出荷・取引をしていること
5	本人名義の通帳・帳簿で経営管理をしていること
6	本人が農業経営に関する主宰権を有していること
7	町の作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている、又は位置づけられることが確実と見込まれること
8	原則、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと

2. 親元就農者について

1	上記の給付対象者の要件をすべて満たしていること
2	農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始すること

3. 給付金額および期間

1 人あたり年間 150 万円の最長 5 年間

※平成 23 年度以前に経営を開始した者は、経営開始後 5 年度分までの給付となります。

※給付金を除いた本人の前年所得の合計が 250 万円以上の場合や適切な就農を行っていないと町が判断した場合は給付停止となります。

◆問合せ 農業振興課 担当：宮武祐二 みやたけゆうじ ☎33-6034

非常勤ホームヘルパー募集

○職種・募集人数：非常勤ホームヘルパー 1 人 ○雇用期間：平成 24 年 7 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日(更新あり)

○勤務条件等：①社会福祉協議会に名簿登録し、週 4～5 日程度勤務 ②月～日曜日の午前 8 時～午後 7 時の間で出勤
③時給 1,100 円(生活援助)、1,200 円(身体介護)

○応募条件：①新富町在住 ②ホームヘルパー講習修了者(2 級以上) ③普通自動車運転免許所持者

○申込方法：履歴書(写真添付)および修了証書の写しを下記の問合せ先までご持参ください。

○申込期限：7 月 10 日(火) ○選考方法：書類審査

◆問合せ 新富町社会福祉協議会 担当：大森・緒方 おおもり おがた ☎33-4213

ただより高いものはありません！悪質商法にご注意！

タダほど高いものはありません。その場の雰囲気流されることなく、冷静かつ正しい判断で買い物を行いましょう。おかしいと疑問に思ったときは、すぐにご相談ください。

【悪質商法事例】

1 催眠(SF)商法

日用品の安売りや新製品の説明会などのふれ込みで人を集め、熱狂的な雰囲気を盛り上げ、一種の興奮状態の中で最後に高額な商品などを買わせる商法です。

○よく売られる商品等 ⇒ ふとんセット、健康食品、磁気マットレスなど

2 空き店舗等での健康講座商法

空店舗等を利用した会場に、高齢者などを集めて複数回にわたって健康講座を開催し、楽しい雰囲気を演出して参加者へ健康食品を購入させます。

※薬効をうたって健康食品を売るとは法律で禁止されています。

＜悪質商法にだまされない心がまえ＞

- ①うまい話には近づかない。
- ②相手の身なりや態度に惑わされない。
- ③「話だけでも聞いてやろう」は禁物。
- ④景品に惑わされずに、いらないものは、きっぱり断る。
- ⑤契約書はよく読んで、保管しておく。
- ⑥一人で決めないで、家族や知人に相談する。
- ⑦消費生活センターに相談する。



◆問合せ 宮崎県消費生活センター
 新富町 町民こども課
 担当：清菜穂子 電話 0985-25-0999
 電話 33-6071

平成24年度 宮崎県防災士養成研修(基礎コース)受講者募集

宮崎県では地域防災力の強化・防災リーダーの育成を目的として、防災士の資格取得のための養成研修を開催します。

防災士の資格取得には基礎コースと専門コースの受講が必要です。今年度、基礎コースの受講会場が新富町にも設けられるほか、資格取得にかかる費用(受験料・登録料)を町が助成しますので、この機会に防災士の資格取得へチャレンジしてみませんか。

○日時：8月1日(水)～2日(木) 午前9時30分～午後4時30分(受付9時～)

○場所：新富町文化会館

○基礎コース内容：

☆1日目 → 地域防災力・自主防災組織の実際、救急救命実技講習など

☆2日目 → 気象の仕組み、災害図上訓練(DIG)など

※研修内容は1日目と2日目で入れ替わることがあります。

○受講料：無料(昼食、交通費は自己負担) ○定員：50人 ※定員になり次第締切り。

○申込方法：防災基地対策課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

○申込期限：7月25日(水)

※日時や場所等については新富会場のものです。上記の日時で都合の悪い場合は、ほかの会場(県内7か所)でも受講できます。詳細については、宮崎県庁ホームページをご覧ください。

◆問合せ 宮崎県 危機管理課 電話 0985-26-7066 新富町 防災基地対策課 担当：壺岐文登 電話 33-6061